福県医発第２１６５号（保）
平成１６年　３月１２日

16. 3. 15

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　関　原　敬次郎

国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

１５国援第１０２７９号
平成１６年３月２日

福岡県医師会長　　殿
福岡県歯科医師会長　　殿
福岡県薬剤師会長　　殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、秋田県健康福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。

16.3.-4
5025

写

長寿　－　４１２３

平成１６年２月２７日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長　様

秋田県健康福祉部長　秋田県健康福祉部長

秋田県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第２７条第２項の規定に基づき、別添写しのとおり認可したので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知につきまして、よろしくお願いいたします。

１　組合規約改正の施行年月日

平成１６年１０月１日

２　問い合わせ先

健康福祉部長寿社会課国保医療指導室

国保班　鈴木克美　ＴＥＬ０１８－８６０－１３５２

福岡県国保 16.3.-1 第　号

写

指令長寿 － ４１２２
平成１６年２月２６日

秋田市山王二丁目７番４４号
秋田県歯科医師国民健康保険組合
理事長　豊間　隆　様

秋田県知事　寺田　典城

秋田県知事

平成１６年２月２４日付け秋歯国発第４０号で認可申請のあった規約・規則の一部改正については、国民健康保険法第２７条第２項の規定により認可する。

秋田県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正

改　正	現　行
第３章　保険給付 （一部負担金） 第10条　保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により医療を受けることが出来る者を除く。」は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は、保険薬局に支払わなければならない。 １．次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の３ ２．６歳に達する日の属する月までの場合 10分の２（ただし、歯科給付の場合は、満３歳に達する日の属する月以前まで10分の2） ３．70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の１ ４．70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の２第１項に規定する者に限る。）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき 10分の２ 附　則 40.この規約は、平成16年10月１日から施行する。	第３章　保険給付 （一部負担金） 第10条　保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により医療を受けることが出来る者を除く。」は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は、保険薬局に支払わなければならない。 １．組合員 ３から５までに掲げる場合以外の場合 10分の２ ２．６歳に達する日の属する月までの場合 10分の２ ３．前２号以外の被保険者、第２種組合員及び６歳未満の歯科給付の場合 10分の３ ４．70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の１ ５．70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の２第１項に規定する者に限る。）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき 10分の２